

「院外処方せんにおける疑義照会等簡略化プロトコル」

2023 年 1 月 17 日

背景・目的

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務である。近年、処方せんに患者さんの疾患名や検査値などの情報が付加されてきていることに伴い、患者さん個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えている。一方で、医学・薬学上の疑義には該当しない形式的な不備に伴う確認や、服薬状況の改善に資するための処方変更の承認伺いはそれ以上に多く、患者さん・保険薬剤師・処方医師それぞれに負担をかけている。そこで国立病院機構近畿中央呼吸器センター（以下当院）では、平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、医学・薬学上重要度の低い疑義照会等を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会等簡略化プロトコル」を運用することとした。

運用

1. 応需薬局の薬剤師は、当院が発行する処方せん上に、別に記載する各条に該当する処方せん記載上の不備の解消や服薬状況の改善等のために処方変更の必要が発生した場合、医師への疑義照会および処方変更の承認伺い（以下疑義照会等という）を割愛し、処方内容を変更して調剤を行うことができる。
2. 前項において、応需薬局の薬剤師は、調剤内容を速やかに当院薬剤部に FAX で通知する。ただし、一般名処方に基づいて実際に調剤した銘柄名の情報提供および後発医薬品の変更調剤の連絡は、FAX ではなく従来通りお薬手帳を用いる。
3. 当院薬剤部は、受け取った FAX をスキャンセンターに送る。FAX の内容は最終的に電子カルテに登録される。
4. 一般名処方に基づいて実際に調剤した銘柄名の情報提供、後発医薬品の変更調剤および本プロトコルから逸脱している内容が FAX されたときは、電子カルテに登録しないことがある。また、その件に関して薬剤部から薬局に別途連絡することがある。
5. 当院の医師は、本プロトコルから除外すべき処方には、処方せんに「疑義照会等簡略化不可」のコメントを記載する。このとき、応需薬局は本プロトコルを適用できない。
6. 麻薬は本プロトコルの対象外とする。

7. プロトコルは別紙「院外処方箋疑義照会簡素化プロトコル～処方変更ルールについて～」を参照すること。

合意の締結

本プロトコルを適正に運用するため、開始にあたっては、プロトコルの趣旨や各項目の詳細について当院担当者からの説明を受けた上で、合意書を交わすことを必須条件とする。

近畿中央呼吸器センター 薬剤部

2022 年 1 0 月 20 日 作成

地域連携ワーキング

2023 年 1 月 17 日 承認